

広島市陸砂利採取計画認可基準

1 目的

この基準は、陸砂利の採取に関し、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第19条の規定（認可の基準）の一般的な運用基準を定め、もって砂利の採取に伴う災害の防止を図ることを目的とする。

2 定義

この基準において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいう。

3 採取量

陸砂利の採取量は、砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮して適正なものとし、特に災害防止の見地から過大な採取量とならないように注意するものとする。

4 認可の期間

- (1) 法第16条の認可の期間は、1年以内で市長が適当と認める期間とする。
- (2) 砂利の採取、掘削跡の埋戻しの遅延等により、やむを得ず採取の期間を延長する場合には、法第20条の規定による採取期間の延長に係る認可の期間は、1年以内で市長が適当と認める期間とする。
- (3) 原則として、一の砂利採取場の認可の期間は、通算して3年を超えてはならないものとする。

5 災害防止の方法

(1) 表土の除去等

表土の除去等の方法は、次の事項に適合していること。

ア 表土を除去する際には、隣接地が侵食されないように配慮したものであること。

イ 除去した表土をたい積するときは、次の事項に適合していること。

(ア) 地形に応じて築堤、板囲い、土留め等を設置するなど、たい積した表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置すること。

(イ) 降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮すること。

(ウ) 乾燥時に表土が飛散するのを防止するため、砂利採取場内に適宜散水を行うなどの措置を講じること。

(2) 掘削等

ア 保安距離

掘削等を行う区域と隣接地等との間に設ける保安距離は、次の事項に適合していること。

(ア) 保安距離は、原則として2メートル以上設けなければならない。

(イ) 公共物件（道路、河川、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔等をいう。以下同じ。）、家屋等特に災害を防止する必要性が大きい隣接物件に対しては、個別の物件ごとに必要な保安距離をとるものとする。公共物件との保安距離については、その公共物件の管理者との間で、掘削方法等を含めて十分に協議しておくものとする。

イ 掘削深

掘削深は、次のいずれかに適合していること。

(ア) 農地を掘削する場合における掘削深は、原則として10メートル以内とすること。ただし、ボーリング調査等により砂利層が10メートル以上確認されている場合には、15メートル以内とすること。

(イ) 農地以外の土地を掘削する場合における掘削深は、災害防止の見地から適当な深さであること。

ウ 掘削方法

掘削方法は、原則として、次に掲げる方法のいずれかによるものでなければならない。

(ア) 保安距離をとったうえで、別表に定める安定勾配で掘削すること。

(イ) 保安距離をとり、掘削箇所に法面保護のための土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分に講じたうえで、別表に定める安定勾配より急な勾配で掘削すること。

(ウ) 掘削箇所が崩壊した場合でも崩壊した箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるような距離をとったうえで、別表に定める安定勾配より急な勾配で掘削すること。

エ その他

掘削による災害の防止については、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げる事項について審査することとし、必要に応じて認可の条件として付するものとする。

(ア) 掘削深が5メートルを超える場合には、原則として掘削法面に平場を設けること。

(イ) 砂利採取場の区域が広大である場合には、掘削と埋戻しを並行して行うなど、掘削跡が

広大とならないよう計画性をもって掘削すること。

(ウ) 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとるものとし、特に必要がある場合は補強工事を行うこと。

(エ) 砂利採取場には、丁張り等により掘削深及び掘削の勾配を確認できる標示を行うこと。

(オ) 砂利採取場には、原則として、囲い柵、危険標示等を設置すること。

(カ) 乾燥時においては土砂の飛散を防止するため、砂利採取場内に適宜散水を行うなどの措置を講じること。

(キ) 付近の井戸水、農業用水等に対する影響を防止するため、掘削箇所への地下水の浸透があった場合は、原則としてポンプアップによる湧水処理は行わないこと。

(3) 砂利採取場内での運搬

一の砂利採取場が道路又は他の土地により分断されている場合においては、運搬時においては落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲い、又は交通整理員を置き、若しくは砂利運搬車両の通行時間を制限する等の措置をとらなければならない。

(4) 水洗、選別等

ア 水洗に必要な水の確保

(ア) 砂利を洗浄するために地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意しなければならない。

(イ) 洗浄水を節約するため、洗浄水の「還流方式」を採用することが望ましい。付近の井戸水等の潤渇のおそれがある地域では、原則として洗浄水の還流方式をとらなければならない。

イ 水洗、選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置されていなければならない。洗浄汚濁水を処理する方式は、ヘドロの処理及び危険防止の観点から、汚濁水処理装置を設置することが望ましい。

(ア) 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の事項に適合しているものでなければならない。

a 洗浄水の節約及び水質の汚濁防止の観点から、還流方式を採用することが望ましい。

b 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。

- c 沈降剤、凝集剤は当該措置にあった薬剤を使用し、その投入量は必要な洗浄水を得るに足る量であること。

(イ) 沈澱池を設置する場合は、次の事項に適合していなければならない。

- a 沈澱池は、できるだけ人家、公道等から離れた安全な場所に設置すること。
- b 沈澱池は、原則として地中に掘り込んだものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈澱池でもよいこととするが、地形、付近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。
- c 洗浄汚濁水を沈澱池に滞留させる場合の滞留量の最高限度は、原則として当該沈澱池の容量の7割とすること。ただし、特殊な構造の沈澱池については個別に具体的な検討をすること。
- d 沈澱池は、原則として2つ以上設けること。一の沈澱池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈澱池の使用を中止して他の沈澱池に移行し、最初の沈澱池は再使用できる状態に復元しておくこと。
- e 沈澱池を1つしか設けない場合において、沈澱池が洗浄汚濁水を滞留させ得る最高限度に達したときは洗浄作業を中止すること。
- f 沈澱池には、適切に沈降処理剤を投入し、又は洗浄汚濁水を適切な期間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。
- g 沈澱池の排出口の下端の高さは、排水と同時にヘドロを排出しない高さとし、排水口は適切な水質の水を排水する場合以外は開放しないこと。
- h 掘込み式の沈澱池にあつては、沈澱池の周辺及び沈澱池法面が崩壊しないように措置されていること。
- i 土えん堤は、水圧等に耐え得る十分な強度を有していること。

ウ ヘドロの処理

ヘドロの処理方法は、次の事項に適合していること。

(ア) ヘドロは、一定の場所に適当な期間たい積して水分を除去した後に処分すること。

(イ) ヘドロのたい積場は、板囲いを施す等降雨時の流出防止のための措置が施されていること。

エ 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の事項に適合していること。

- (ア) 砂利採取場から排出される水の水質は、排出先の水の利用状況、砂利採取場の立地条件、自然条件及び技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。
- (イ) 法令等による排水基準を遵守するものであること。

オ 騒音防止

騒音規制区域又は人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等、騒音の防止に留意するものでなければならない。

(5) 砂利のたい積

砂利は、崩壊又は降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として平坦な区域にたい積しなければならない。やむを得ず平坦な区域外にたい積するときは、土留め等の措置を講じなければならない。

(6) 水切り

砂利の運搬時に砂利運搬車両から水がたれるのを防止するため、水切り場に適切な時間たい積する等の方法により水切りをした後に、砂利採取場から砂利を搬出するものでなければならない。

(7) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次の事項に適合していること。

ア 掘削跡を処理する場合

- (ア) 掘削跡は、原則として埋戻しを行うこと。
- (イ) 農地における掘削跡は必ず埋戻しを行うこととし、この場合、埋め戻された土地は農地として使用できるものであること。
- (ウ) 埋戻しを行う場合は、掘削を完了した区域ごとにできる限り速やかに行うこと。

イ 沈澱池跡を処理する場合

- (ア) 掘込み式の沈澱池跡については、原則として、十分に水を排出した後へドロの状態、厚さ等を考慮して適切な埋戻しを行い、十分に転圧しておくこと。

(イ) 土えん堤を設置する方式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、適切に土えん堤を取り壊し、へドロを取り除いて、危険のないように整地しておくこと。

6 その他

一人の業務主任者が2以上の砂利採取場の業務主任者を兼務する場合には、砂利採取場の作業工程の調整が図られており、現場監督が十分に行えるよう配慮された監督計画が策定されていること。この場合において、2以上の砂利採取場の掘削作業工程が重複しないことが望ましい。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

別表

掘削の安定勾配の基準

土質の種類	垂直1mに対する水平距離
砂	1.5m
堅く締まった砂利	1.0m
堅く締まっていない砂利	1.2m
堅く締まった土（掘削深5m未満）	0.8～1.0m
〃（掘削深5m以上）	1.0～1.5m
堅く締まっていない土（掘削深5m未満）	1.0～1.5m
〃（掘削深5m以上）	1.5～2.0m